

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年6月19日（令和7年（行情）諮問第689号）

答申日：令和8年7月3日（令和8年度（行情）答申第321号）

事件名：行政文書ファイル「平成18年度決定5」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「裏面（略）の行政文書ファイル（連番31～40）に綴られた文書の全て。「平成18年度決定5」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙に掲げる21文書（以下、順に「文書1」ないし「文書21」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年4月15日付け防官文第7351号及び令和7年3月5日付け同第4763号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）原処分1関係

（略）

（2）原処分2関係

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ ないしエ （略）

オ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、対象文書の漏れがないか念のため確認を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当

する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法 11 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成 31 年 4 月 15 日付け防官文第 7351 号により、本件対象文書のうち、文書 1 について、開示決定処分（原処分 1）を行った後、令和 7 年 3 月 5 日付け防官文第 4763 号により、本件対象文書のうち、文書 2 ないし文書 21 について、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分 2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分 1 に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 6 年 1 か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法 5 条該当性について

原処分 2 において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とした。

また、当該不開示部分のうち、文書 6 の 21 枚目の一部については、米国派遣訓練の派遣部隊の運用要領に関する情報であり、これを公にすることにより、派遣部隊の運用要領が明らかとなり、任務遂行に支障を及ぼすとともに国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号の不開示事由を追加する。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分 2 においては、本件対象文書の法 5 条該当性を十分に検討した結果、上記 2 のとおり、本件対象文書の一部が同条 1 号及び 6 号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (3) 審査請求人のその他の主張は、令和 7 年 5 月 14 日付け情個審第 1755 号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法 19 条 1 項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年6月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年7月11日 審議
- ④ 令和8年6月26日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、本件不開示部分について、不開示理由に法5条3号を追加した上で、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件において、諮問庁は原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると、当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件開示請求は、行政文書ファイル「平成18年度決定5」（以下「本件ファイル」という。）につづられた文書の開示を求めるものであったことから、開示請求時（平成31年2月）に本件ファイルにつづられていた本件対象文書を特定した。

イ 本件ファイルを確認したところ、本件対象文書がつづられていることを確認し、その他につづられている文書はなかった。

ウ 本件審査請求を受け、再度、公文書監理室の書棚及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

- (2) これを検討するに、本件対象文書は、本件開示請求文言を踏まえて、開示請求時に本件ファイルにつづられていた文書を特定したものであり、上記（1）ア及びイの諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、上記（1）ウの探索の範囲等についても、特段の問題があるものとは認められない。

したがって、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特

定したことは、妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の2において、別表の内容に沿う説明をするので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

なお、本件対象文書の名称について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、各異議申立てに係る原議書の件名欄の表記を用いている旨説明するので、これを前提とする。

(1) 別表の番号1に掲げる不開示部分について

ア 標記不開示部分には、異議申立人の氏名、住所、郵便番号、年齢、印影及び電話番号が記載されていると認められる。

イ これを検討するに、当該不開示部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該不開示部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号2に掲げる不開示部分について

ア 標記不開示部分には、①起案者、決裁者及び担当者の氏名及び印影並びに②米国派遣訓練に派遣された部隊の運用要領に関する内容が記載されていると認められる。

イ 起案者、決裁者及び担当者の氏名及び印影

(ア) 当該不開示部分について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

起案者、決裁者及び担当者の氏名及び印影の記載を開示し、特定の職員が識別されることになると、本件においては、その職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性がある。そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、更には特定部署内の業務や各職員の異動先の業務に関して執ように開示請求等が行われ、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にして、起案者、決裁者及び担当者が識別されることになると、当該職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記(ア)の諮問庁の説明は否定し難く、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であ

る。

ウ 文書 6 の 2 1 枚目の米国派遣訓練に派遣された部隊の運用要領に関する内容

(ア) 当該不開示部分について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

文書 6 の 2 1 枚目の不開示部分の米国派遣訓練に派遣された部隊の運用要領に関する情報は、これを公にすることにより、派遣された海上自衛隊の部隊の運用態勢が明らかとなり、今後の当該訓練に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすほか、海上自衛隊の任務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては国の安全が害されるおそれがある。

(イ) これを検討するに、当該不開示部分には、海上自衛隊の運用態勢の一端が明らかとなる情報が含まれていると認められ、これを公にすることにより、海上自衛隊の任務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

したがって、当該不開示部分は、法 5 条 3 号に該当し、同条 1 号及び 6 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の番号 3 に掲げる不開示部分について

ア 標記不開示部分には、防衛庁（現防衛省）の内線番号が記載されていると認められる。

イ 当該不開示部分について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

当該不開示部分は、現在も使われている、一般に公開していない内線番号であり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等を使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ これを検討するに、当該内線番号は、一般に公開されている情報であるとうかがわせる事情は認められないので、これを公にすると、防衛省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記イの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情もない。

したがって、当該不開示部分は、法 5 条 6 号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、原処分1に係る審査請求から諮問までに約6年1か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁が、不開示とされた部分は同条1号、3号及び6号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、不開示とされた部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙（本件対象文書）

- 文書1 行政文書開示決定通知書（平成18年5月24日付け防官文第4941号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて（「答申書の交付について（府情個第2413号。平成18年10月17日）」のみ。）
- 文書2 行政文書開示決定通知書（平成18年6月30日付け防官文第6322号～第6326号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書3 行政文書開示決定通知書（平成18年5月24日付け防官文第4941号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて（「答申書の交付について（府情個第2413号。平成18年10月17日）」を除く。）
- 文書4 行政文書開示決定通知書（平成18年1月5日付け防官文第54号）による開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書5 行政文書開示決定通知書（平成15年8月1日付け防官文第6607号）による一部開示決定に係る異議申立てについて
- 文書6 行政文書開示決定通知書（平成17年6月23日付け防官文第5019号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書7 行政文書開示決定通知書（平成18年3月9日付け防官文第1717号）による不開示決定に係る異議申立てについて
- 文書8 行政文書開示決定通知書（平成18年3月23日付け防官文第2173号）による開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書9 行政文書不開示決定通知書（平成18年3月8日付け防官文第1672号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書10 行政文書不開示決定通知書（平成17年11月30日付け防官文第9041号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書11 行政文書不開示決定通知書（平成17年10月17日付け防官文第7909号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書12 行政文書開示決定通知書（平成18年5月24日付け防官文第4945号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書13 行政文書開示決定通知書（平成18年3月6日付け防官文第1533号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書14 行政文書開示決定通知書（平成18年3月6日防官文第1595号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書15 行政文書不開示決定通知書（平成18年4月10日付防官文第3579号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書16 行政文書開示決定通知書（防官文第212号平成17年1月14日）

による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書17 行政文書開示決定通知書（平成15年7月17日防官文第6210号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書18 行政文書開示決定通知書（平成18年5月11日防官文第4630号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書19 行政文書開示決定通知書（平成16年11月30日防官文第9691号及び平成17年3月22日防官文第2112号）による開示決定に係る異議申立てについて

文書20 行政文書開示決定通知書（平成18年2月6日付け防官文第827号）による開示決定処分に係る異議申立てについて

文書21 行政文書開示決定通知書（平成18年3月9日付け防官文第1716号）による開示決定処分に係る異議申立てについて

別表（不開示した部分及び不開示とした理由）

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書2	1枚目ないし6枚目、17枚目、28枚目、39枚目、50枚目、61枚目、63枚目、65枚目、67枚目、69枚目、73枚目、84枚目、95枚目、106枚目、117枚目及び128枚目ないし137枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書3	1枚目、2枚目、11枚目、15枚目、40枚目、41枚目、60枚目及び61枚目のそれぞれ一部	
	文書4	1枚目、2枚目、11枚目、17枚目及び19枚目のそれぞれ一部	
	文書5	1枚目、2枚目、13枚目、22枚目及び23枚目のそれぞれ一部	
	文書6	1枚目、2枚目、8枚目、11枚目及び13枚目のそれぞれ一部	
	文書7	1枚目、2枚目、10枚目、16枚目及び17枚目のそれぞれ一部	
	文書8	1枚目、2枚目、13枚目、22枚目及び25枚目のそれぞれ一部	
	文書9	1枚目、2枚目、9枚目、12枚目及び19枚目ないし22枚目のそれぞれ一部	
	文書10	1枚目、2枚目、9枚目、12枚目及び19枚目ないし22枚目のそれぞれ一部	

	文書 1 1	1 枚目、2 枚目、1 0 枚目、1 3 枚目、2 1 枚目及び 2 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 2	1 枚目、2 枚目、1 1 枚目、1 5 枚目、2 4 枚目及び 2 5 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 3	1 枚目、2 枚目、1 3 枚目、1 7 枚目、2 8 枚目及び 2 9 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 4	1 枚目、2 枚目、1 4 枚目、2 4 枚目及び 2 5 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 5	1 枚目、2 枚目、1 0 枚目、1 6 枚目及び 1 8 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 6	1 枚目、2 枚目、2 8 枚目、4 0 枚目及び 5 3 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 7	1 枚目、4 枚目、1 2 枚目、1 9 枚目及び 2 1 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 8	1 枚目ないし 3 枚目、1 5 枚目、2 5 枚目及び 2 9 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 9	1 枚目、2 枚目、1 0 枚目、1 1 枚目、2 1 枚目、2 9 枚目、3 7 枚目、3 8 枚目、4 2 枚目及び 4 5 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 0	1 枚目、2 枚目、1 2 枚目、2 0 枚目及び 2 1 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 1	1 枚目、2 枚目、1 4 枚目、2 4 枚目及び 2 5 枚目のそれぞれ一部	
2	文書 2	7 1 枚目、7 2 枚目、1 5 4 枚目及び 1 5 5 枚目のそ	個人に関する情報であり、これを公にすることに

		れぞれ一部（７１枚目、１５４枚目及び１５５枚目のそれぞれ内線番号を除く。）	より、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条１号及び６号柱書きに該当するため不開示とした。
文書３		１３枚目、２３枚目、３２枚目、４５枚目ないし５０枚目及び６５枚目ないし７０枚目のそれぞれ一部（それぞれ内線番号を除く。）	
文書４		９枚目ないし１１枚目のそれぞれ一部（９枚目の内線番号を除く。）	
文書５		１１枚目及び１２枚目のそれぞれ一部（１１枚目の内線番号を除く。）	
文書６		９枚目、２１枚目及び２８枚目ないし３０枚目のそれぞれ一部（９枚目及び２８枚目ないし３０枚目のそれぞれ内線番号を除く。）	
文書７		８枚目ないし１０枚目及び１６枚目のそれぞれ一部（８枚目の内線番号を除く。）	
文書８		１１枚目ないし１３枚目及び２２枚目のそれぞれ一部（１１枚目の内線番号を除く。）	
文書９		１０枚目、２３枚目及び２４枚目のそれぞれ一部（それぞれ内線番号を除く。）	
文書１０		１０枚目及び２３枚目ないし２６枚目のそれぞれ一部（１０枚目及び２４枚目ないし２６枚目のそれぞれ内線番号を除く。）	
文書１１		１１枚目、２６枚目及び２	

		7枚目のそれぞれ一部（それぞれ内線番号を除く。）	
文書12		13枚目、28枚目ないし30枚目のそれぞれ一部（それぞれ内線番号を除く。）	
文書13		15枚目、16枚目及び32枚目ないし34枚目のそれぞれ一部（15枚目及び32枚目ないし34枚目のそれぞれ内線番号を除く。）	
文書14		12枚目ないし14枚目、23枚目及び24枚目のそれぞれ一部（12枚目の内線番号を除く。）	
文書15		8枚目及び9枚目のそれぞれ一部（8枚目の内線番号を除く。）	
文書16		26枚目及び28枚目のそれぞれ一部（26枚目の内線番号を除く。）	
文書17		2枚目の一部（内線番号を除く。）	
文書18		13枚目、15枚目、24枚目、25枚目及び30枚目ないし32枚目のそれぞれ一部（13枚目及び30枚目ないし32枚目のそれぞれ内線番号を除く。）	
文書19		19枚目の一部（内線番号を除く。）	
文書20		10枚目の一部（内線番号を除く。）	
文書21		12枚目ないし14枚目及び24枚目のそれぞれ一部（12枚目の内線番号を除く。）	

		く。)	
3	文書 2	7 1 枚目、1 5 4 枚目及び 1 5 5 枚目のそれぞれ内線 番号	国の機関が行う行政事務 に関する情報であり、これ を公にすることにより、偽 計等の対象とされ、緊急時 あるいは必要な部外との連 絡・調整に支障を来すな ど、当該事務の適正な遂行 に支障を及ぼすおそれがあ ることから、法 5 条 6 号柱 書きに該当するため不開示 とした。
	文書 3	1 3 枚目、2 3 枚目、3 2 枚目、4 5 枚目ないし 5 0 枚目及び 6 5 枚目ないし 7 0 枚目のそれぞれ内線番号	
	文書 4	9 枚目の内線番号	
	文書 5	1 1 枚目の内線番号	
	文書 6	9 枚目及び 2 8 枚目ないし 3 0 枚目のそれぞれ内線番 号	
	文書 7	8 枚目の内線番号	
	文書 8	1 1 枚目の内線番号	
	文書 9	1 0 枚目、2 3 枚目及び 2 4 枚目のそれぞれ内線番号	
	文書 1 0	1 0 枚目及び 2 4 枚目ない し 2 6 枚目のそれぞれ内線 番号	
	文書 1 1	1 1 枚目、2 6 枚目及び 2 7 枚目のそれぞれ内線番号	
	文書 1 2	1 3 枚目、2 8 枚目ないし 3 0 枚目のそれぞれ内線番 号	
	文書 1 3	1 5 枚目及び 3 2 枚目ない し 3 4 枚目のそれぞれ内線 番号	
	文書 1 4	1 2 枚目の内線番号	
	文書 1 5	8 枚目の内線番号	
	文書 1 6	2 6 枚目の内線番号	
	文書 1 7	2 枚目の内線番号	
	文書 1 8	1 3 枚目及び 3 0 枚目ない し 3 2 枚目のそれぞれ内線 番号	
	文書 1 9	1 9 枚目の内線番号	
	文書 2 0	1 0 枚目の内線番号	

	文書 2 1	1 2 枚目の内線番号	
--	--------	-------------	--